

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月1日
【会社名】	オカモト株式会社
【英訳名】	OKAMOTO INDUSTRIES, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡本邦彦
【本店の所在の場所】	東京都文京区本郷三丁目27番12号
【電話番号】	(03)3817局4111番 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理室長 谷口雄二
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区本郷三丁目27番12号
【電話番号】	(03)3817局4111番 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理室長 谷口雄二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月29日開催の第126回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 55円

配当総額 1,008,156,930円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

経営の意思決定かつ監督機能としての取締役会の実効性を確保するとともに、著しく変化してきている昨今の経営環境に対してより機動的な意思決定を図るため、執行役員制を導入し、これに伴い、現行定款第15条及び現行定款第24条を変更する。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

変更案第16条第1項を新設し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。

変更案第16条第2項をを新設し、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除する。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役として、岡本良幸、岡本邦彦、岡本優、高島寛、田中祐司、相澤光江の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、有坂衛、深澤佳己、荒井瑞夫の各氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、谷口雄二、四宮章夫の両氏を選任する。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針承認の件

当社株式の大規模買付行為への対応方針を承認する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合(%)
第1号議案	160,362	38	0	(注)1	可決 99.98%
第2号議案	160,360	40	0	(注)2	可決 99.98%
第3号議案					
岡本良幸	144,622	15,776	0	(注)3	可決 90.16%
岡本邦彦	148,281	12,118	0		可決 92.45%
岡本優	158,870	1,529	0		可決 99.05%
高島寛	159,115	1,284	0		可決 99.20%
田中祐司	159,110	1,289	0		可決 99.20%
相澤光江	153,162	7,236	0		可決 95.49%
第4号議案					
有坂衛	158,037	2,362	0	(注)3	可決 98.53%
深澤佳己	144,363	16,037	0		可決 90.00%
荒井瑞夫	160,182	218	0		可決 99.86%
第5号議案					
谷口雄二	159,421	977	0	(注)3	可決 99.39%
四宮章夫	142,103	18,296	0		可決 88.59%
第6号議案	121,542	38,854	0	(注)1	可決 75.78%

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。